

平成19年度企業会計決算審査意見書

第1．審査の概要

1．審査の対象

- (1)平成19年度 弥彦村水道事業会計決算
- (2)平成19年度 弥彦村特定環境保全公共下水道事業会計決算

2．審査の期間

平成20年 8月 4日

3．審査の場所

弥彦村役場 委員会室

4．審査の方法

管理者から送付された弥彦村水道事業会計決算報告書・弥彦村特定環境保全公共下水道事業会計決算報告書、並びに貸借対照表、損益計算書、剰余金及び欠損金処理計算書について、法令の規定に従って作成されているかどうかを確認し、これに記載された計数について、各種関係帳票類及び証書類と照合、あるいは内容の検討を行い、併せて担当課で作成された決算審査資料に基づき、関係職員の説明を聴取して、計数の正確性並びに予算の執行、管理の適正などについて慎重に審査を実施した。

第2．審査の結果

審査に付された決算諸表は、企業会計2事業とも財政状況並びに経営の内容は適正に表示されており、決算内容の計数正否、収支の合理性についても非違はなく、現金、預金残高も預入先金融機関の残高証明書の合計額と符号していることを確認し、適正なる決算であることを確認した。

第3．審査の個別意見

各会計の審査概要と意見については、次のとおりである。

1. 平成19年度水道事業会計決算の概要

本年度は、昨今の厳しい経済情勢の中、官公署用は経費節減などから減少したものの、家庭用、営業用、工場用の給水量は増加に転じたことから、全体の給水量は昨年より3.9%増加し、収益は2億4,066万6,066円となっている。それに対して費用は1億9,939万1,957円で差引経常利益は、前年より216万9,901円多い4,127万4,109円の計上であった。なお、未収金分の特別損失8,209円は最高裁判所の判例となった民法の規定に基づくもので、やむを得ないものと思われる。

給水量はその年の天候にも大きく左右されるものであるが、安全な水・安定給水に心がけ、有収率の向上は勿論のこと、健全な企業運営に努められたい。

収益的収支

(単位:円)

区 分	平成19年度	平成18年度	比 較	
			増 減 額	増減率%
総 収 入	240,666,066	229,961,068	10,704,998	4.66
総 費 用	199,391,957	190,856,860	8,535,097	4.47
経 常 利 益	41,274,109	39,104,208	2,169,901	5.55
特 別 損 失	8,209	25,106	229,961	67.30
当年度純利益	41,265,900	39,079,102	2,186,798	5.60

・業務の状況

給水人口は前年度に比べ37人減って本年度は9,017人となったが、工場用の大幅な増により、有収水量は前年度より5万263m³多い133万8,298m³であった。

(単位:円)

区 分	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度
給水人口(人)	9,017	9,054	9,003	9,038	9,043
有収水量(m ³)	1,338,298	1,288,035	1,321,691	1,331,816	1,354,975
給 水 原 価	148円99銭	148円18銭	169円78銭	157円58銭	151円97銭
供 給 単 価	177円17銭	176円54銭	176円61銭	176円57銭	176円96銭

2. 平成19年度特定環境保全公共下水道事業会計決算の概要

本年度の収支は、一般会計よりの負担金、繰入金を前年度より697万5,000円減額し、収益4億5,313万2,916円、費用4億3,570万3,625円で差引経常収益は、前年度より140万9,084円少ない1,742万9,291円となっている。なお、未収金分の特別損失3万7,440円は、地方自治法の規定に基づくものでやむを得ないものと思われる。

年々下水道加入世帯も増えてきており、水洗化率は80.3%（前年78.3%）となっているが、引き続き未加入者への積極的な加入促進を進め、少しでも安定的な企業運営がなされるよう強く望むものである。

収益的収支

(単位:円)

区 分	平成19年度	平成18年度	比 較	
			増 減 額	増減率%
総 収 入	453,132,916	451,166,725	1,966,191	0.44
総 費 用	435,703,625	432,328,350	3,375,275	0.78
経 常 利 益	17,429,291	18,838,375	1,409,084	7.48
特 別 損 失	37,440	23,040	14,400	62.50
当年度純利益	17,391,851	18,815,335	1,423,484	7.57

・業務の状況

下水道施設は、住宅などから排出される洗濯水や台所用水などの生活排水が水路や河川に流入し、水質の汚染・汚濁を招き生活環境の悪化をもたらすことを防止し、良好な環境で生活していくためにはなくてはならない施設である。

これまで下水道への加入を働きかけてきていることから、年々処理人口は増加しており、処理する有収水量は、前年より8万139m³増加して105万3,565m³となっている、

(単位:円)

区 分	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度
処理人口(人)	6,942	6,784	6,598	6,504	6,278
有収水量(m ³)	1,053,565	973,426	994,603	982,499	980,814
処 理 原 価	413円55銭	444円13銭	456円47銭	475円04銭	477円78銭
処 理 単 価	149円99銭	150円03銭	149円86銭	150円01銭	147円83銭

3. 未収金について

次年度以降に繰越される使用料などの未収金は、水道事業658万5,723円(前年434万2,787円)、下水道事業612万3,820円(前年348万4,551円)で、2企業会計の合計では、1,270万9,543円、前年より488万2,205円増となっているため、早期のうちに万全な対策を講じられたい。